

平成31年度 第3回千葉市障害者介護給付判定審査会美浜区審査部会議事録

- 1 日 時 令和元年6月14日(金) 19時00分 ~ 19時30分
- 2 場 所 美浜保健福祉センター1F会議室
- 3 出席者 (委員) 関根(務)委員、大越委員、吉田委員、高山委員、関根(吉)委員
(事務局) 高齢障害支援課
齋藤課長、佐藤主査補、小野主任主事、長島主事
- 4 議 題 (1) 障害支援区分の審査判定について(15件)
(2) 支給決定案(諮問審議)への意見について(3件)
(3) その他
- 5 議事の概要
 - (1) 障害支援区分の審査判定について(審査判定結果)
 - ア 一次判定について

(ア) 一次判定を修正しなかったもの	15件
(イ) 一次判定を修正したが、一次判定結果に変化がなかったもの	0件
(ウ) 一次判定を修正し、一次判定結果に変化があったもの	0件
 - イ 二次判定について

(ア) 一次判定を変更しなかったもの	15件
(イ) 一次判定を変更したもの	0件
 - ウ その他

(ア) 判定結果の有効期限を3か月以上3年未満に変更することが適当であると判断したもの	1件
(イ) 判定結果が非該当となったが、訓練等給付等のサービス利用が適当との意見を付したものの	0件
 - (2) 支給決定案への意見について(諮問審議結果)
 - ア 支給決定案を妥当と認める。 3件
 - イ 支給決定案から変更することが妥当であると認める。 0件
 - ウ 125%を超える支給決定は不要と認める。 0件
 - (3) その他
次回の審査部会の開催は、令和元年7月12日(金)に決定。審査案件数未定

6 審査判定結果

(1) 事案1～8

一次判定、二次判定ともに変更なし。有効期間3年

(2) 事案9

一次判定、二次判定ともに変更なし。有効期間は身体上、精神上的の障害の程度が6ヶ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられるため、「1年間」に変更する。

(3) 事案10～15

一次判定、二次判定ともに変更なし。有効期間3年

7 諮問審議結果 支給決定案を妥当と認める。(3件)